

奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十号

奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五条第二項第八号中「(以下「個人情報取扱事務」という。)」を削り、同条第三項第三号中「個人情報取扱事務」を「個人情報を取り扱う事務」に改める。

第八条第一項中「個人情報取扱事務」を「個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 審査請求

第三十九条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第三十九条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第四十条中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十一条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「（開示請求に係る個人情報情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第四十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十四条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四十五条及び第四十六条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十七条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を奈良県個人情報保護審議会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 奈良県個人情報保護審議会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、奈良県個人情報保護審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四十七条に第一項として次の一項を加える。

奈良県個人情報保護審議会は、第四十三条第三項若しくは第四項又は第四十五条

の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第四十九条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（奈良県情報公開条例の一部改正）

第二条 奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 審査請求

第十八条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十八条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」及び「（議会を除く。以下この節及び第三十条第二項において同じ。）」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき」を「場合」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。）

」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第二十二条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十三条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十六条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を奈良県情報公開審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 奈良県情報公開審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、奈良県情報公開審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十六条に第一項として次の一項を加える。

奈良県情報公開審査会は、第二十二条第三項若しくは第四項又は第二十四条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十八条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十九条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

(奈良県行政手続条例の一部改正)

第三条 奈良県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(奈良県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の奈良県個人情報保護条例の規定による実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下「旧法」という。)による不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(奈良県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の奈良県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。

)の規定による実施機関(議会を除く。以下この項において同じ。)の開示決定等についての旧法による不服申立てであつてこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(奈良県情報公開審査会に係る規定の特例)

4 この条例の施行前にされた改正前の条例の規定による実施機関(議会に限る。)の開示決定等であつてこの条例の施行後にされた旧法による不服申立てについては、改正前の条例第二章第二節(第十八条の二を除く。)及び第三十条の規定を適用する。この場合において、改正前の条例第十九条中「実施機関(議会を除く。以下この節及び第三十条第二項において同じ。)」とあるのは、「実施機関」と読み替えるものとする。